

日本福祉大学生生活協同組合 講座約款 B

(適用範囲)

1. 本規約は日本福祉大学生生活協同組合（以下当組合という）が実施する講座・セミナー（以下本講座という）に適用される契約条件を定めたものです。本規約に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等（以下申込書類という）の定めによるものとします。
 - 2 本規約を適用する講座は、当組合の Web ページにて告知するものとします。
 - 3 各講座に付随するオプション講座についても本規約を適用するものとします。

(契約の成立)

2. 本講座の申込者（以下申込者という）は、本規約及び申込書類の内容を承諾の上、当組合に対して受講の申込を行い、当組合がこれを受諾した時点で受講契約が成立するものとします。

(受講料の支払い)

3. 申込者は申込書類に記載された受講料、教材費等の費用（以下受講費用という）を、当組合が指定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、当組合は契約を解除することができるものとします。

(役務の提供)

4. 当組合は、申込者に対して申込書類に記載した役務を提供するものとします。

(受講開始日)

5. 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、申込書類に記載された日付とします。

(実施場所)

6. 本講座の実施場所は、申込書類で定めるものとします。

(提供する役務の変更)

7. 当組合は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

(受講期間・回数・形態)

8. 本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、申込書類に記載するものとし、申込者は、申込書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

(中途解約)

9. 本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができるものとします。

- 2 申込者から前項の申し出があった場合、当組合は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとします。

(1) 受講開始日前の場合

- 受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 申込書類で定める違約金

b) 使用済みの教材費

(2) 受講開始日以降の場合

- 受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 実施済み講座回数×受講単価

b) 申込書類で定める初期費用

c) 使用済みの教材費

d) 解約手数料として、受講費用から a) b) c) を控除した残額の 20%相当額、または 50,000 円のいずれか低い金額

- 3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。

- 4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとします。

（受講の権利）

10. 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

- 2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず当組合に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

（個人情報保護）

11. 収集した申込者の個人情報は、当組合の個人情報保護方針に則り管理されるものとします。

https://www.univcoop-tokai.jp/nfucoop/etc/etc_74.html

（撮影・録音）

12. 当組合は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。

- 2 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のために使用できるものとします。

- 3 普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。

（損害賠償）

13. 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として当組合は責任を負いません。但し、当組合の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。

- 2 但し、当組合に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

（講座の閉鎖）

14. 当組合は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。

- 2 この場合、申込者は 9-2 項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、当組合は違約金及び解約手数料を収受することはありません。

（紛争の解決）

15. 本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と当組合とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。

- 2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。

- 3 万一、申込者と当組合とで争訟が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

（本約款の変更・廃止）

16. 当組合は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービス の円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。

- 2 前項の場合、当組合は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。

- (1) 店舗での掲示

- (2) Web サイトへの掲示

- (3) 申込者への告知

- 3 本規約の改廃は理事会が行います。

（施行）

17. 本約款は 2023 年 12 月 1 日から施行します。

「日福大生のための大学生活デザイン講座」お申し込みをご検討の皆様へ（概要書面）

「日福大生のための大学生活デザイン講座」（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

【ご確認事項】

※内容を十分お確かめ下さい

本講座は、日本福祉大学で学ぶ学生が充実した大学生活を始められるようにすることを目的に、講義と教材を提供し、講座での諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたって日本福祉大学生協同組合生協(以下「日本福祉大学生協」が運営にあたります。

1. 役務の内容、ご購入いただく商品およびその費用については以下の通りです。(単位：円／消費税含む)

講座・テキスト費用（全1回/対面）	8,800円
-------------------	--------

- 上記受講料は、ご入学予定の各大学生協の定める方法及び期限によりお支払いください。

2. 本講座は2027年2月7日(日) 13:00～16:00 日本福祉大学東海キャンパスにて、行います。
3. 本講座に参加するための会場までの交通費は受講生負担とします。
4. 本講座に関わるテキスト・配布資料・その他の印刷物、音源・画像・動画データなど（以下、「教材」といいます）日本福祉大学生協に無断で複製・複写・配信することは一切できません。また、講座の様子を講座事務局の許可なく個人で収録・再配布・上映することは一切できません。
5. 本講座は日本福祉大学生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することはできません。
6. 中途解約に関する事項
 - (1) 対面講座開始前までの契約解除の場合、受講料から違約金1,100円、及び使用された教材がある場合はその価格相当額を差し引いて返金いたします。
 - (2) 対面講座開始後の返金はございません。
7. 本講座の受講日、実施場所や軽微な役務の変更がある場合は、講座で使用するシステムへの掲示、及び受講者宛メール等の電子的手段にて告知を行います。
8. 本講座の運営に関する個人情報は、日本福祉大学生協の個人情報保護方針に則って管理します。
https://www.univcoop-tokai.jp/nfucoop/etc/etc_74.html
9. この書面に記載のない事項については日本福祉大学生協学内講座約款Bの定めによります。
https://www.univcoop-tokai.jp/nfucoop/etc/etc_282.html

以上